

令和6年2月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年2月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年2月26日(月)午後1時30分から午後2時1分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(12人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
			委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀			
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 : 15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 : 16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 : 17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 : 18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 : 19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 : 20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 : 21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 : 22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(2人)

委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
-------	-------	-------	-------	-------	--------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規程の改正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、参事 : 高橋知也、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年2月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番馬場勝委員、14番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、1月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月31日、市役所3階市長室及び4階議長室で市長、及び議長に意見書を提出いたしました。</p> <p>2月2日、北蒲原郡市連絡協議会研修会が新発田市の新発田市生涯学習センターで開催され、委員14名に出席していただきました。</p> <p>2月5日、大長谷・鼓岡地区協議の場がにこ楽・胎内で開催され、地区の委員3名が出席してございます。</p> <p>2月9日、認定農業者会築地支部集会在植木屋で開催され、築地地区の委員6名が出席してございます。</p> <p>2月10日、認定農業者会中条支部集会在魚太で開催され、中条地区の委員2名が出席してございます。</p> <p>同日、認定農業者会黒川支部集会在萩野屋で開催され、黒川地区の委員6名が出席してございます。</p> <p>2月17日、乙地区協議の場が乙地区交流施設で開催され、地区の委員6名が出席してございます。</p> <p>2月19日、2月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご覧に案件を審査していただきました。</p> <p>2月20日、地域別農業委員会会長・事務局長会議が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>同日、築地地区協議の場が築地農村環境改善センターで開催され、地区の委員2名が出席してございます。</p> <p>2月21日、竹島地区協議の場が築地農村環境改善センターで開催され、地区の委員3名が出席してございます。</p> <p>2月22日、高浜地区協議の場が高畑多目的集会所で開催され、地区の委員1名が出席してございます。</p> <p>2月23日、新規就農・就業チャレンジフェアが新潟市中央区のANAクラウンプラザホテルで開催され、安城委員が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局説明願います。</p> <p>第1号議案をご説明いたします。 議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により桃崎浜地内の畑について贈与するもので、面積は1筆255㎡であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により高畑地内の畑について売買するもので、面積は1,214㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。譲受人の耕作面積は0ですが、トラクターを所持するなど農作業を行っており、営農計画書も提出頂いております。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る2月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、宅地拡張のための転用が1件、資材置場のための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件、山砂採取のための一時転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である二葉町地内の休耕畑において、宅地を拡張するための転用で、申請面積は32㎡、土地売買価格は約〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域である二葉町地内の休耕畑において、資材置場を整備するための転用で、申請面積は146㎡、土地売買価格は約〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、土作地内の田から砂利採取のための一時転用で、採取地から県道までの間の仮設運搬路を含めた申請であります。合計10筆、所要面積は23,645㎡、採取期間は令和6年4月1日から令和7年9月30日までとするものであります。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>4番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用で、県道の北側から山砂採取を行うものであります。合計48筆、所要面積は27,333㎡、採取期間は許可の日から1年間とするものであります。</p> <p>3番及び4番の案件は、面積が3,000㎡を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>8ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第2号議案の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、宅地拡張のための転用が1件、資材置場のための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件、山砂採取のための一時転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>

<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案の 1 番と 2 番については県農業会議に諮問せずに許可し、3 番と 4 番については県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案の 1 番と 2 番については県農業会議に諮問せずに許可し、3 番と 4 番については県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 8 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 13 件、使用賃借権を新規に設定するものが 1 件、賃借権を再設定するものが 34 件の、計 56 件であります。</p> <p>1 番から 5 番は、中間管理事業により 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 24,000 円から 14,000 円であります。 議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>6 番から 8 番は、中間管理事業により 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 8,000 円であります。</p> <p>9 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 23,000 円であります。</p> <p>10 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>11 番から 15 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 26,000 円から 6,600 円、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 24kg 相当の金額であります。 議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>16 番から 20 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 15,900 円から 13,500 円、またはコシヒカリ 120kg から 90kg であります。 議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>21 番から 22 番は、労力不足により農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円、またはコシヒカリ 26kg であります。</p> <p>23 番から 25 番は、認定農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10</p>

	<p>a 当たりの賃貸料は 20,000 円、またはコシヒカリ 90kg であります。 議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>26 番から 30 番は、農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 16,000 円であります。 議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>31 番から 35 番は、認定農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 16,000 円から 12,000 円であります。 議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>36 番から 40 番は、認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 12,000 円、またはコシヒカリ 120kg から 41kg であります。 議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>41 番から 45 番は、認定農業者に 7 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 23,000 円、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 90kg 相当の金額であります。 議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>46 番から 50 番は、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 17,200 円から 10,000 円、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 90kg 相当の金額であります。 議案書 19 ページをお願いします。</p> <p>51 番から 55 番は、認定農業者等に 3 年間から 7 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 90kg から 21kg であります。 議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>56 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 90kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 8 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 13 件、使用賃借権を新規に設定するものが 1 件、賃借権を再設定するものが 34 件の、計 56 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「胎内市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規程の改正について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案について、ご説明いたします。 議案書 21 ページをお願いします。 第 4 号議案は、令和 6 年 3 月 1 日の農協の合併により、胎内市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規程の一部を改正する必要が生じたことによるものであります。 規程の第 3 条第 2 項第 3 号中「胎内市農業協同組合」を「北新潟農業協同組合」に改めるもので、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>今の 4 号議案の案件ですが、農地移動適正化あっせん基準作成協議会とはどういうものですか。</p>
事務局	<p>こちらのあっせん基準作成協議会は、胎内市のあっせん基準につきまして、県の基本構想や市の基本構想とか、そういったものと照らし合わせながらあっせん基準を作成する協議会となっております。こちらにつきましては農業委員会をはじめ、市や土地改良区や新発田の振興局等が入っております、その中であっせん基準を策定するという役割を持っています。</p>
2 番	<p>年に 1 回やるとか、その都度開催なのか。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては必要に応じて開催しております。新潟県の基本構想が改正になった時などに改正しております、最近では昨年 8 月です。</p>
2 番	<p>この 1 回きりか。</p>

事務局	最近ではこの3年間のうち1回です。
議長	他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第4号議案については、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和6年2月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年2月26日

議 長 _____

13 番 _____

14 番 _____